平成２５年（再イ）第１６号
神戸市須磨区飛松町２丁目１番20―503号
再生債務者　中尾　雅克
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１０７号
北九州市小倉北区上到津３丁目11番18―401号
再生債務者　宮田　直路
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第１６号
北九州市小倉南区徳吉東５丁目19番９号101
再生債務者　上甲　昌則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第４６号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字牡丹野302番地９
再生債務者　佐々木俊幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第４４号
秋田県南秋田郡井川町八田大倉字八幡４番地６
再生債務者　石井　康彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号
秋田県能代市落合字中大野台100番地33
再生債務者　柴田　章史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日　秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（再イ）第１００号
東京都町田市小山田桜台２丁目５番地21―402
再生債務者　山崎　利展
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再イ）第１９号
大阪府東大阪市西岩田４丁目７番51―203号サンフェスタ
再生債務者　ＣＯＶＥＲＡＬＬＣｌｅａｎｉｎｇこと　亀井　昌人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第７３号
兵庫県加古郡播磨町東野添３丁目６番32号
再生債務者　久保　英毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第３３６号
札幌市西区八軒１条東４丁目１番10―209号Ａ棟
再生債務者　菊地　新悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１２号
札幌市豊平区平岸２条13丁目２番10―302号
再生債務者　菅原　正仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
札幌地方裁判所民事第４部

公示送達

梅澤健祐氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第12条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年６月７日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会懲戒委員会平成25年懲（異）第11号異議申出事案の決定通知書及び決定書謄本
平成25年６月７日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年６月６日に告知した同会所属弁護士　高見澤昭治　会員（登録番号14785）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年５月14日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年５月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成25年５月21日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳位の男性と推定される頭蓋骨、所持金品はなし
上記の者は、平成22年12月21日午前９時40分頃、青森市大字新城字平岡75番地137の西方約90メートル地点にある集水枡内にて発見され、死亡年月日・死因は不詳。
身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。
平成25年６月７日
青森県　青森市長　鹿内　博

行旅死亡人

本籍東京都江戸川区平井６丁目１番、住所栃木県宇都宮市陽南４丁目６番34号宇都宮病院内、氏名寺嶋秀子、生年月日昭和10年５月20日
上記の者は、平成25年４月22日に「虚血性心疾患」「低体重（拒食）」「統合失調症」にて死亡したものです。身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管してあります。お心当たりの方は、当市保健福祉部生活福祉第１課、第２課までお申し出ください。
平成25年６月７日
栃木県　宇都宮市長　佐藤　栄一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から80歳位までの男性、身長167センチメートル位、体格普通、頭髪白髪交じりの長髪、顔に米粒から小豆位のホクロが８個と左側頸部に小豆位のホクロが１個、灰色の長袖トレーナー、水色の作業ズボン
上記の者は、平成25年３月20日午後５時50分頃、幸手市大字権現堂867番地３地先の一級河川中川に架かる外野橋橋桁にて遺体で発見されました。死亡の日時については平成25年３月初旬と推定され、死因については縊死によるものです。遺体は火葬に付し、遺骨は市内の正福院に保管してあります。
心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。
平成25年６月７日
埼玉県　幸手市長　渡辺　邦夫